

日本版金融サービス法の必要性と課題について

大久保 勉（参議院議員、前職モルガンスタンレー証券マネージング・ディレクター）

96年橋本内閣による金融ビッグバンという金融制度改革により、日本の金融市場の自由化が急速に進展した。フリー、フェア、グローバルという三原則の下、銀行、証券、保険の相互参入が促進され、消費者ニーズにあった様々な商品の提供が可能になった。さらには為銀主義が撤廃され、為替手数料の自由化や国内外の金融市場の垣根の撤廃により、金融市場の活性化がなされた。いわば金融の消費者である個人投資家に選択の自由とサービスの満足度をもたらしたという点で、この改革は成功と言えよう。

一方金融ビッグバンにより、事前指導から事後監督へと金融行政の大転換がなされた。さらには「預金から投資へ」という政府のかけ声の下、個人投資家は「リスクを取り、リターンを得る」自己責任による投資行動を余儀なくされている。ここで問題になるのが、情報の非対称性の問題である。個人投資家と業者の間には大きな情報格差があり、また金融商品の売買に対して価格などの面で利益相反が発生する。そのため情報弱者である個人投資家保護をどのように制度的に担保するかが大きな政策課題である。国民生活センターには、商品先物、為替、無認可共済など金融取引をめぐるトラブルや詐欺などの苦情や相談が数多く寄せられている。これらの多くは、金融ビッグバンの負の側面とも言えよう。

私は、参議院財政金融委員会の委員として、「金融先物法案の一部改正」や「保険業法の一部改正」などの法案を審議し、投資家保護のためのインフラ作りに従事してきた。しかしながらこれまでのやり方は、問題が発生する毎に従来の業法を改正し、その枠内に問題商品や問題業者を入れて管理するという、いわばモグラ叩きに終始していると言えなくもない。また投資商品であっても、運用対象が農産物であれば農水省、商品であれば経産省などと、必ずしも金融庁の管轄になっていないため抜本的な改革ができないという問題点も指摘しうる。

このような点が、金融の消費者保護法として金融サービス法の早期制定が望まれる理由である。金融サービス法法制化のための検討課題として、投資者保護制度のための法的な枠組み、縦割り行政の解消と金融庁への機能集中、日本版SECの機能強化に言及したい。また英国の金融サービス・マーケット法や米国のSEC組織及び投資者保護規制等との比較で、日本版金融サービス法の枠組みを検討したい。